

第16期 第25回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和元年 7月29日(月) 午後1時30分～午後4時16分

2 場所： 豊見城市役所 3階第2会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	長嶺 幸雄	大城 空
西部地区	高安 昌俊	

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局 長：浜本 亨 班 長：赤嶺 文隆(欠席)

主 査：仲宗根 翔 主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 當銘 博 ・ 當間 康由

7 現場調査日時： 令和元年 7月29日(月) 午後1時34分～午後3時15分

8 現場調査数： 6 件

9 付議すべき案件

報告第 147 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 148 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 149 号	現況証明願について
報告第 150 号	農地法許可申請の取下げ願について
報告第 151 号	確認願について
報告第 152 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 153 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
議案第 81 号	非農地証明願について
議案第 82 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 83 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 84 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 85 号	非農地判断に関する議決案件の訂正について
協議第 29 号	農用地等売渡し申し出及びあっせん委員の指名について
協議第 30 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第25回総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりでございます。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中全員で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第2番委員の當銘博委員と第8番委員の當間康由委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査をお願いしたいと思います。

本日提案された議案等についての現場6件の調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時34分

再開 午後3時15分

会長

再開します。

現場調査パトロール、大変お疲れさまでした。これより報告案件に入ります。

初めに報告第147号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第147号「農地転用後の利用状況の報告について」

4件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第147号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

報告案件ですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 148 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 148 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので
報告いたします。
以上です。

会長 では報告第 148 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して
お願いいたします。
こちらもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 149 号について、事務局の説明をよろしくをお願いします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 149 号「現況証明願について」
7 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたし
ます。
以上です。

会長 ただいまの報告第 149 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
こちらも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では次に報告第 150 号、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 150 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」

4 件ございました。内容を確認の上、願出書を受理しましたので報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 150 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 151 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 10 ページをお開きください。

報告第 151 号「確認願について」

1 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 151 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 152 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 12 ページをお開きください。

報告第 152 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」

1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 152 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

ここも進行していきます。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 153 号について、事務局の説明をよろしくお願ひいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 153 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 153 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してください。
ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

事務局 休憩お願ひします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 20 分
再開 午後 3 時 21 分

会長 再開します。
では、次に議案案件に入ります。議案第 81 号について審議をします。事務局
の説明をお願ひいたします。

事務局 それでは議案第 81 号につきまして、去った 7 月 17 日水曜日に金城敏満委員、
宮里由美子委員、名嘉眞朝仁委員、事務局仲宗根主査の 4 名で現場調査を行い、
協議を行ってございます。
整理番号 1 番については宮里由美子委員、整理番号 2 番については名嘉眞朝仁
委員にご説明をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

4 番委員 それでは整理番号 1 番について説明します。議案書の 19 ページをお開きく
ださい。願出のあった土地は嘉数後原 248 番。面積は 713 m²となっております。
調査年月日及び調査員は事務局の説明のとおりです。土地の状況ですが、表土

はその他、これは立入困難なため確認ができなかったためです。

土質等についても同様にその他です。形状は傾斜地、位置は高く、状況は山林内で、樹木は密、高さは高い、雑草はその他。また、周囲は原野が広がっており、広がりとしては狭い、土地利用計画などは農振白地、市街化調整区域となっております。調査員の意見としましては、周辺地を含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難と考えます。このことから、願出地は 27 ページの非農地判断基準の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認めることから、現況は原野として証明相当だと考えます。

以上です。

事務局

では名嘉眞委員のほうから 2 番をお願いします。

5 番委員

2 番について説明します。整理番号 2 番は 1 件の願出で 3 筆あり、それぞれが離れて点在しているため調査書も 1 筆ごとに作成しています。

それでは整理番号 2-1 について、議案書 22 ページをお開きください。願出のあった土地は根差部前原 507 番。面積は 704 m²となっております。調査年月日及び調査員は事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は浅く、土質等はジャーガル、形状は傾斜地、位置は低く、状況は山林内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密。また、周囲は原野で、広がりとしては狭い、土地利用計画等は農振白地、市街化調整区域となっております。調査員の意見として、周辺地を含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難と考えます。このことから、願出地は 27 ページの非農地判断基準の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況原野として証明相当だと考えられます。

次に整理番号 2-2 について、議案書 24 ページをお開きください。願出のあった土地は根差部前原 528-1。面積は 599 m²、土地の状況ですが、表土は浅く、土質などはジャーガル、形状は傾斜地、位置は低く、状況は山林には隣接せず、樹木は密、高さは高い、雑草は密。また、周囲は原野で、広がりとしては狭い、土地利用計画等は農振白地、市街化調整区域となっております。調査員の意見としまして、当該地は、幹の太い高木が繁茂している原野の様相を呈しており、また傾斜地となっているなど地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難と考えます。このことから、願出地は 27 ページの非農地判断基準の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況原野として証明相当だと考えられます。

次に整理番号 2-3 について、議案書 26 ページをお開きください。願出のあつ

た土地は根差部前原 531-2。面積は 224 m²、土地の状況ですが、表土は浅く、土質などはジャーガル、形状は傾斜地、位置は低く、状況は山林には隣接せず、樹木は密、高さは高い、雑草はまばら。また、周囲は原野で、広がりとしては狭い、土地利用計画などは農振白地、市街化調整区域となっております。調査員の意見としまして当該地は、土地に接地する道路からは 1mから 2m程度の段差があり、また土地の大部分が傾斜地など地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難と考えます。このことから、願出地は 27 ページの非農地判断基準の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況原野として証明相当だと考えられます。議案第 81 号について説明は以上です。

会長 宮里委員、名嘉眞朝仁委員、説明ありがとうございます。これより審議に入ります。
議案第 81 号は 1 件ずつ審議をします。まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 1 番について、現地確認調査書は宮里由美子委員の説明のとおりとし、非農地証明について証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、現地確認調査書は宮里由美子委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。
では、次に整理番号 2 番についての質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
これもこれより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 2 番について、現地確認調査書は名嘉眞朝仁委員の説明のとおりとし、非農地証明について証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか

か。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、現地確認調査書は名嘉眞朝仁委員の説明のとおりとして、非農地証明は証明相当とすることに決定します。

では、次に議案第 82 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 82 号について説明いたします。

議案書の 29 ページ、30 ページをお開きください。

議案第 82 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、8 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、32 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字根差部前原 531 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 2 番につきまして、議案書の 34 ページをお開きください。申請のありました字根差部東原 179 番 1 及び字根差部前原 533 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に議案書の 36 ページをお開きください。整理番号 3 番につきまして、申請のありました豊見城市字根差部前原 550 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 4 番につきまして、議案書の 38 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷東原 474 番 8 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 5 番につきまして、議案書の 40 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷太田原 300 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 6 番につきまして、議案書の 42 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷太田原 291 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 7 番につきまして、議案書の 44 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安中前原 205 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 8 番につきまして、議案書の 46 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字田頭東り原 29 番 3、94 番 1 及び字田頭田原 115 番 1、125 番、129 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

議案第 82 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 1 番から 3 番、整理番号 4 番から 6 番までは関連しますので、それぞれ一括して審議をします。まず整理番号 1 番から 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 1 番から 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番から 3 番は許可することに決定しました。

次に、整理番号 4 番から 6 番についても委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 4 番から 6 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番から 6 番は許可することに決定しました。

次に整理番号 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 7 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 7 番は許可することに決定しました。では、次に整理番号 8 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 8 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 8 番は許可することに決定します。では、次に議案第 83 号について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案書の 48 ページをお開きください。
議案第 83 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」
2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。
整理番号 1 番につきまして、54 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 195 番 1、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
整理番号 2 番につきまして、59 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜原 867 番 22、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議案第 83 号について説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 83 号は 1 件ずつ審議します。まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

これも採決に移りたいと思います。

整理番号 2 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

事務局 休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 40 分

再開 午後 3 時 43 分

会長 再開します。

では、次に議案第 84 号について審議をします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 61 ページをお開きください。

議案第 84 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それ
では申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番について、68 ページをお開きください。申請のあった土地は、伊
良波西原 558 番 5、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号
には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、75 ページをお開きください。申請のあった土
地は、与根西中原 212 番 3、転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条
第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられま
す。

議案第 84 号について説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 84 号は 1 件ずつ審議します。まず整理番号 1 番について委員の質疑を
許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょ
うか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、
許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達
することに決定します。

では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。

これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

では整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、
許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
では、次に議案第 85 号について審議をします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 85 号「非農地判断に関する議決案件の訂正について」ご説明いたします。議案書のほうは 76 ページになります。よろしくお願ひします。
当議案につきましては、平成 30 年 3 月 26 日開催の第 20 回豊見城市農業委員会総会において議決された議案第 67 号におきまして、一部誤りがございましたので、その訂正について豊見城市農業委員会会議規則第 24 条の規定により、会議の承認を求めるものでございます。
訂正箇所につきましては、「名称、総数、総面積」であり、それぞれ「非農地判断対象農地が 72 筆、5 万 765 m²へ」訂正いたします。
訂正の理由といたしましては、1 点目、当該農地は、B 判定された荒廃農地でも特に農地への再生・利用が困難だと思われる農地を非農地として判断することから、B 判定対象ではなく、非農地判断対象とすること。2 点目に、当初掲載された対象農地に非農地判断をすべきでない軽度な B 判定農地や経営移譲年金特定処分対象農地に該当する農地が含まれていたこと。3 点目に、議案提案時には含まれていなかった嘉数、真玉橋、根差部地区の農地を改めて掲載したことが訂正の主な理由となっております。
議案第 85 号についての説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

6 番委員 ちょっと休憩いいですか。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 49 分

再開 午後 3 時 53 分

会長 再開します。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第 85 号について、事務局の説明のとおり平成 30 年 3 月 26 日開催の第 20 回豊見城市農業委員会総会における議案第 67 号の議決内容を訂正してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 85 号は事務局説明のとおり平成 30 年 3 月 26 日開催の第 20 回豊見城市農業委員会総会における議案第 67 号の議決内容を訂正することに決定しました。

では次に、協議第 29 号について審議します。事務局の説明に先立って、第 3 番委員の金城敏満委員が協議事項の当事者と利害関係者となることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事に参与することができませんので、一時退室をお願いいたします。

(3 番委員退室) 午後 3 時 55 分

会長

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 78 ページをお開きください。

協議第 29 号「農用地等売渡申出及びあっせん委員の指名について」

1 件申し出がございましたので、説明いたします。

79 ページをお開きください。この 79 ページのとおり、豊見城市字饒波溝原 757 番 1 の畑について、売り渡しのあっせん申し出が出ています。

このあっせん申し出については、事前に実質的な契約を締結していないことや、不動産業者が介入しているといった不適切な事実がないことを申出者より確認がとれています。

そして 82 ページと、その次のページを開けますけど、まずは 82 ページの選定調書、そして次の 83 ページ、84 ページの別紙小表と呼ばれる表にあるとおり、譲り受けの相手方の候補者として、この 4 名の方を選出しております。基準を分けて、その中で順位第 1 位に●●●●氏、順位第 2 位に●●●●氏、順位第 3 位に●●●●氏、順位第 4 位に●●●●氏にすることが妥当だと思われま。次にあっせん委員については、東部地区担当の農地利用最適化推進委員である

長嶺幸雄委員及び大城空委員の2名が適切だと思われます。以上です。
ではすみません、休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時07分

会長

再開します。

事務局の説明が終わりました。協議第29号について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

協議第29号について、譲受の相手方候補者を事務局説明のとおりとすること及びあっせん委員に農地利用最適化推進委員の長嶺幸雄委員及び大城空委員を指名することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第29号は譲受の相手方候補者を事務局説明のとおりとすること及びあっせん委員に長嶺幸雄委員及び大城空委員を指名することに決定します。

では協議が終わりましたので、金城敏満委員の入室をよろしくをお願いします。

休憩します。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時10分

(3番委員入室) 午後4時09分

会長

再開します。

では、次に協議第30号について審議をします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

協議第30号「農地利用集積計画の作成に係る意見決定について」でございますけれども、見出しの件については、令和元年7月10日付け豊経建農第324号で、豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めるものでございます。

会長

異議なしとのことですので、R1-5 は豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

次に R1-6 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

よろしいですか。

(はいの声あり)

会長

質疑なしと認め、採決に移ります。

R1-6 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、R1-6 は豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

では、次に R1-7 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

いいですか。何かありませんか。

では質疑なしと認めて、採決に移ります。

R1-7 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、R1-7 は豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

では以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和元年 7 月 29 日 (月)

午後 4 時 16 分終了

議事録署名委員

会長 頼長 澄子 

2番委員 高橋 博 

8番委員 菅野 康子 